

商品概要説明書

<定期積金>

(令和3年10月1日現在)

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 期間	・定額式及び目標式 6か月以上5年以内 ・通増通減式及び満期分散式 2年、3年、4年、5年
4. 払込方法 (1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割払込 ・目標式は初回で掛金を調整します。 ・満期分散式は満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能です。 ・契約時のお申し出により最大年6回まで増額月を設定することができます。 なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
(2) 払込金額	・1回当たり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。満期分散式の場合には、各個別口ごとの満期日以後に支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・個人のものは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
(5) 金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会又は総務部（電話：048-829-3504）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会総務部、又はJ Aバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくはJ Aバンク相談所にお申し出ください。）
1 2. その他参考 となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。